平成２３年（フ）第４９０号
沖縄県豊見城市字真玉橋365番地２　さくらアパート102号
債務者　上地ゆかり（旧姓幸地）
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４１号
北海道沙流郡日高町富川西１丁目115番地の３
債務者　久保　悦子（旧姓渡部）
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼233番地　サペリア東前沼Ⅱ206号
債務者　佐藤　秀人
１　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第４０１号
秋田市将軍野堰越14番１号
債務者　照井恵美子
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８８号
秋田県能代市扇田字樋口12番地８
債務者　堀内　京子
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第７１号
秋田県北秋田市今泉字根立場２番地161、前住所東京都江東区南砂６丁目11番３号
債務者　渡辺　泰貴
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第８０号
秋田県大館市常盤木町６番29号　国際アパート１号、借入時住所秋田県大館市長木川南10番地２　サカエコーポ１号
債務者　清水きぬ江
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第５９号
秋田県大仙市川目字川目74番地
債務者　渡部　美幸
１　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第３８１号
山梨県南アルプス市芦安芦倉601番地
債務者　堀内　久松
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１号
岐阜県可児市下切3078番地３第三姫治荘Ｆ
債務者　白石　憲一
１　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第８０３号
京都府城陽市平川室木23番地　北澤マンション108号
債務者　大竹　光夫
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７２号
京都府城陽市枇杷庄島ノ宮80番地の135
債務者　石橋　秀樹
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２７号
京都市山科区日ノ岡鴨土町49番地１　カーザビアンカ103、申立時の住所京都府宇治市大久保町旦椋38番地の１　府営西大久保団地28棟501号
債務者　飯村　佳子
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２８号
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町10番地　シティオ京都勧修寺105号
債務者　北川佳寿美
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５６号
京都市北区紫野西御所田町67、住民票上の住所京都市北区上賀茂柊谷町13番地１　シャトー岩松303号
債務者　山下佳男こと　山下　佳道
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０１号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　15棟102号
債務者　田中　幸男
１　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係